

ヘルシーユース かごしま No.28

こんなこと,ありませんか?



文字だけだと気持ちがうまく伝わらなくて誤解を招くことも....

ふるさと

郷土に学び・育む青少年運動

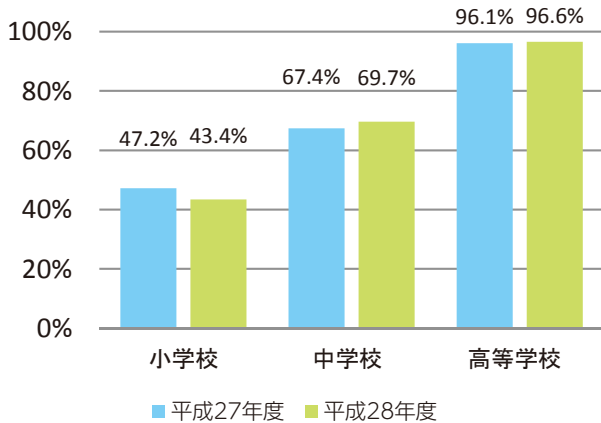
毎月第3土曜日は 青少年育成の日 【地域ぐるみで青少年育成】
毎月第3日曜日は 家庭の日 【家族のふれあいの促進】
毎月19日は 育児の日 【家庭・地域・職場で子育て応援】



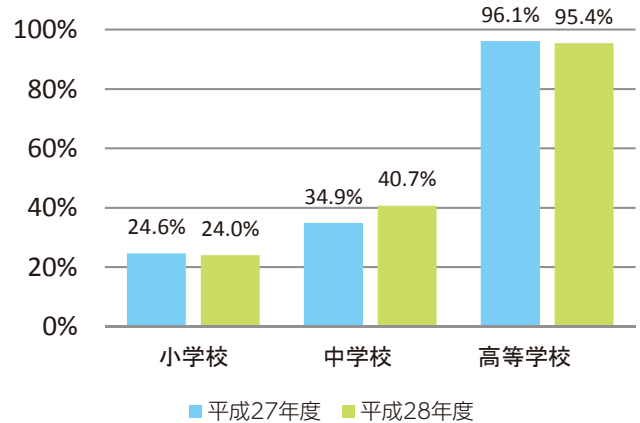
青少年をインターネット上の危険から守りましょう

インターネットやスマホのアプリは、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものです。しかし、誹謗中傷やいじめの温床になったり、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったりしているのも事実です。

○ 自分専用ネット接続機器所持率

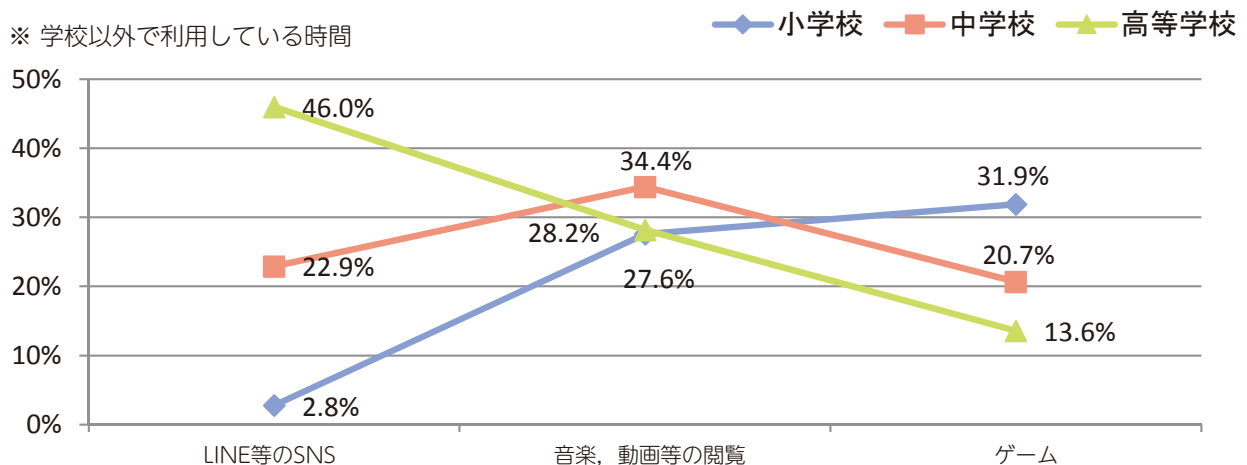


○ 自分専用携帯電話・スマートフォン所持率



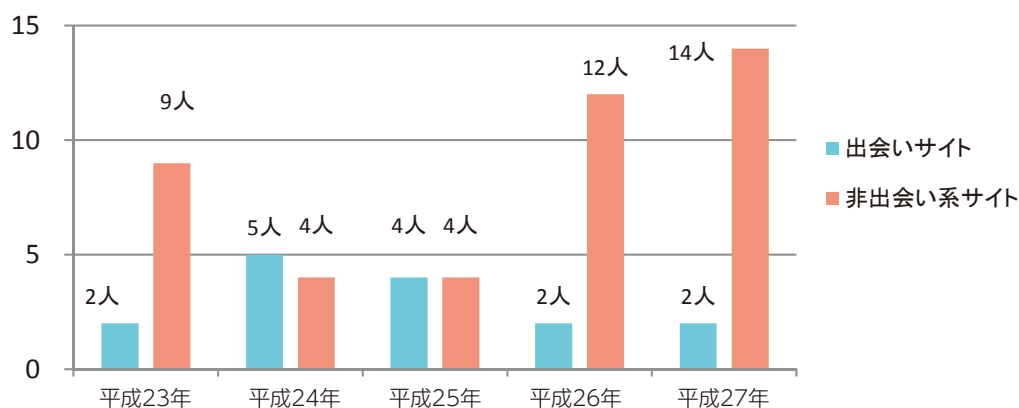
○ インターネットで最も長い時間利用している内容

※ 学校以外で利用している時間



(上記3データ出典：鹿児島県教育庁「平成28年度インターネット利用等に関する調査」)

○ 出会い系サイト及び非出会い系サイトに関する被害生徒（中高生）数の推移



※ 「非出会い系サイト」とは、異性交際目的でない、ユーザー同士の交流ができるゲームサイトやSNSなど

(出典：鹿児島県警察本部「平成27年少年白書」)



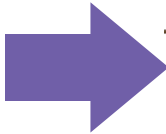
こんなトラブルありませんか。

事例 1 ネットいじめ

無料通話アプリなどでの悪口や仲間外れ

読むだけで書き込まずにいたら

複数の友人とリアルタイムで会話が楽しめるグループトーク機能。Aさんはほとんど書き込みをせずに、友達の会話を楽しんでいました。



一方的にグループから外されてしまった



友人たちは、Aさんがあまり書き込まないことに腹を立て、Aさんの悪口を書き込むようになり、最後はAさんを仲間から外してしまいました。



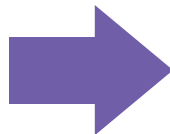
心がけましょう

相手の立場や気持ちになって、思いやりのある発言をしましょう。
大切なことは電話が直接会って話しましょう。

事例 2 誘い出し・なりすまし

SNSやネットで知り合った人による性犯罪被害

趣味の合う良い人だったのに



実際はとんでもない人だった



Bさんは、アニメが好きという男性とSNSで良く話をしていました。写真もたくさん送っていました。ある時、「アニメの祭典があるから一緒に行こうよ」と誘われました。

当日、会ってみると、SNSの写真とは全く違う人で、アニメの話も全くの嘘。送った写真はネットに公開されて、とても怖い思いをしています。

注意!

同じ趣味や話が合う人でも、実際に会って事件やトラブルに巻きこまれるケースもあります。また、現実の交際相手であっても、あまりに私的な写真や動画の撮影はやめましょう。万が一、ネット上に流出した場合、あっという間に拡散して、取り返しがつかなくなってしまいます。



心がけましょう

フィルタリングを利用し安全な使い方をしましょう。

話が合う良い人でも誘いには乗らないようにしましょう。

性的な画像は撮影も所持もしないようにしましょう。

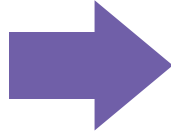
事例 3 不正アプリやウィルスによる個人情報の流出

怪しいアプリに気をつける

ゲームアプリに登録したら



ゲームを楽しもうと、無料のアプリをインストール。住所や名前のほか、趣味や好きな音楽など、様々な情報を登録しました。



迷惑メールが届くようになった



すると、スマホに続々と宣伝のメールが届くようになりました。その内容は、登録した様々な情報に合うものでした。



心がけましょう

フィルタリングと一緒にウィルス対策をしましょう。

アプリやサービスは親に相談してから使いましょう。

事例 4 ネット依存

思い当たることはありませんか。

- ① 気がつくと、思っていたより長い時間スマホをしていることがある。
- ② スマホ中にそろそろ止めようと思っても、止められないことがある。
- ③ 誰かと過ごすよりもスマホを選ぶことがある。
- ④ やるべきことがあっても、先にスマホをチェックすることがある。
- ⑤ スマホのために勉強の能率が低下したことがある。
- ⑥ スマホで新しい仲間を作ることがある。
- ⑦ 日々の心配やストレスが、スマホをしていると落ち着くことがある。
- ⑧ スマホ中に邪魔されるとイライラしたり、怒ったことがある。
- ⑨ もしスマホがなければ、生活は退屈でむなしく、つまらないだろうと思う。
- ⑩ 普段の生活でもネットのことばかり考えていることがある。



5個以上「はい」に当てはまる場合、ネット依存症の恐れがあります。

NPO法人ネットポリス鹿児島の調査資料をもとに、青少年男女共同参画課で作成



心がけましょう

家庭でのルールをしっかりと守りましょう。

スマホの利用はメリハリをつけましょう。

夢中になり過ぎていないか考えましょう。

青少年が安心してインターネットを利用できる 環境をつくるのは、保護者の責務です。

青少年インターネット環境整備法



保護者の
責務

- ・インターネット利用状況を適切に把握する。
- ・フィルタリング等の利用により、子供のインターネット利用を適切に管理する。
- ・子供がインターネットを適切に活用する能力の取得の促進に努める。
- ・不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する。

以下のアイコンで、フィルタリングの設定ができます。

キャリア	Android			iOS		
	web	無線LAN	アプリ	web	無線LAN	アプリ
 	 あんしんフィルター for (キャリア名, ブランド名) (例：あんしんフィルター for docomo)			 iOS 機能制限		

おすすめ

国の資料を
活用しましょう。

内閣府リーフレット(見やすい)



内閣府インターネット
利用環境整備

検索

総務省リーフレット(くわしい)



総務省ネットトラブル
事例集

検索

文部科学省リーフレット(マンガ)

高校生用



小中学生用



文部科学省青少年を取り
巻く有害環境対策

検索

トラブルやいじめなどの相談窓口

NPO法人ネットポリス鹿児島

かごしま教育ホットライン24

子どもの人権110番

鹿児島県警少年サポートセンター

かごしま犯罪被害者支援センター

✉ meyasubako@npk.from.tv

☎ 0120-783-574 (フリーダイヤル24時間受付)

☎ 0120-007-110 (フリーダイヤル)

☎ 099-252-7897 (少年サポートセンター)

✉ kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp

☎ 099-226-8341

有害図書等から青少年を守りましょう！

図書等取扱業者は

青少年にとって有害な図書等を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはいけません。（鹿児島県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）第9条）

【罰則】 青少年に有害図書等を販売、貸付、閲覧又は視聴させた業者は、20万円以下の罰金又は科料

有害な図書とは

青少年の性的な感情を刺激するなど、その健全な育成を阻害するおそれのある図書等を、条例の規定に基づき、知事が有害な図書等として指定したものです。

また、上記の以外でも、次の基準に達している図書等は、有害な図書等とみなします。

【基準】

- ・ 書籍、雑誌：卑猥な姿態又は性的な行為を被写体とした写真・図画が20ページ以上又は総紙面の5分の1以上をしめるもの。
- ・ DVD等：卑猥な姿態又は性的な行為を被写体とした映像時間が3分を超えるもの、又はその場面が20場面以上若しくは総場面の5分の1以上をしめるもの。

ご協力をお願いします。

◎一般図書との区分した陳列を！（条例第10条）

◎成人コーナーには、次の表示を！（条例第10条）

隔離する方法

一般の図書と離す方法

仕切り板で仕切る方法



成人コーナー

鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、18歳未満の方の購入、借受け、閲覧、視聴をお断りします。

◎有害図書には、紐かけや包装を！



業者の皆様へ

- 女性向け雑誌で有害図書に該当するもの（レディースコミック等）のように、表紙だけでは分からない有害な漫画・雑誌が増えています。
内容を確認した上で、一般の図書と区別して陳列し、青少年が手に取ったり、購入したりすることがないようにしてください。
- 陳列されている有害図書がガラスをとおして店舗の外から見える場合があります。
陳列棚の後ろに仕切りを設けるなど、青少年のための環境改善にご協力をお願いします。

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用は、誰にでも起こりうる危険性があります。

危険な誘いは、あの手この手で子どもたちを脅かします。スマートフォンやパソコンなど、インターネットさえつながれば、危険な薬物は簡単に購入できてしまうのです。

危険ドラッグとは

合法ハーブ等として販売されている危険な薬物のことで、**使用した者が健康被害を起こしたり、死亡したりするだけでなく、交通事故等で他人を巻き込む事例が多数報告されました。**

「危険ドラッグ」は所持、使用、購入、譲り受けが禁止され、街頭店舗は壊滅しましたが、**インターネット上などで今なお販売されています。**

危険ドラッグは名前を変えて販売されています。



アロマ

ハーブ



未然に防ぐためには

NO!! 断る勇気を持ちましょう。

インターネットやスマートフォンでの販売など、手口が悪質巧妙化しています。保護者や地域社会が違法薬物や危険ドラッグのことを正しく認識し、青少年による乱用を許さない環境をつくりましょう。

手遅れになる前に相談を!

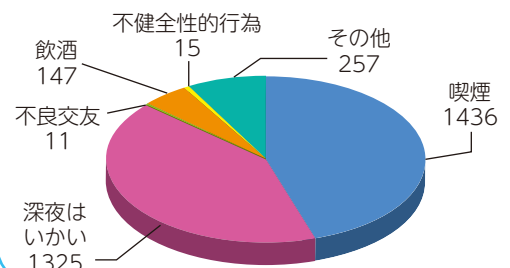
相談窓口：鹿児島県精神保健福祉センター
TEL：099-218-4755

未成年者の飲酒・喫煙防止に御協力を!

未成年者の飲酒や喫煙は、法律で禁止されています。

未成年者の飲酒・喫煙は成長期における身体に悪影響を及ぼすだけでなく、非行の入り口になったり、事件・事故の引き金となる場合があります。

不良行為別の不良行為少年数



(出典：鹿児島県警察本部「平成27年少年白書」)



社会全体での取組を

「子どもでも少しの飲酒は構わない」とか、「タバコは外で吸わなければいい」といった間違った風潮が見受けられます。

声かけ運動や巡回活動、年齢確認の徹底など、未成年者の飲酒・喫煙防止に社会全体で取り組みましょう。

県の青少年派遣事業を紹介します!

県では、青少年の主体的な活動をサポートし、郷土に根ざしたグローバルな人材を育成するため、青少年を対象に、国内・海外派遣事業を行っています。見て、聞いて、現地の青少年と交流することで新しい自分を発見してみませんか。

詳しくは、県や内閣府のホームページをご覧ください。

鹿児島・岐阜青少年ふれあい事業

- ・ 日 程 7月下旬 (3泊4日)
- ・ 派遣先 岐阜県
- ・ 対象 中学生以上おおむね 30歳まで
- ・ 募集人員 10人程度
- ・ 募集期間 4月～5月下旬



岐阜県青少年との別れの瞬間は我を忘れ、お互いに涙を流しながら再会を誓った。それと同時にこの事業を後に繋げていかなければならない使命感が芽生えた。薩摩義士の方々が結んで下さったこの繋がりを、今度は自分たちが後に繋いでいくため、岐阜県との深い関わりやこの事業の素晴らしさを伝えていきたい。(平成28年度参加者のレポートより)

鹿児島県青少年海外ふれあい事業

- ・ 日 程 9月中旬 (7泊8日)
- ・ 派遣先 シンガポール
- ・ 対象 高校生以上 30歳以下
- ・ 募集人員 10人程度
- ・ 募集期間 4月～5月中旬



私達の生きるこれからの国際社会では、国境を越えて、一緒に解決しなければならない問題も多く出てくるはずです。今回この事業に参加させて頂いて、もっと自分の五感を使って海外のことを学びたいと思うようになりました。また、この活動で学んだことを周りの人に伝える等の活動を続けていくことにも意味があるのではないかと思います。(平成28年度参加者のレポートより)

内閣府青年国際交流事業

- ・ 事業名及び派遣先
 - 1 国際青年育成交流事業 (ドミニカ, エストニア, ミャンマーの各国)
 - 2 日本・中国青年親善交流事業
 - 3 日本・韓国青年親善交流事業
 - 4 「東南アジア青年の船」事業 (カンボジア・インドネシア等)
 - 5 次世代グローバルリーダー事業 (インド, スリランカ)
 - 6 地域コアリーダープログラム事業 (ドイツ, ニュージーランド・オーストラリアの各国)
- ・ 対象 18歳以上 30歳以下 (6は23歳以上 40歳以下)
- ・ 日程及び募集人員 各事業によって異なる (9月から派遣開始)

問合せ先：青少年男女共同参画課 TEL:099(286)2557 E-mail : r18@pref.kagoshima.lg.jp

※ 上記の内容は変更されることがあります。



← 鹿児島県ホームページ

鹿児島県青少年

検索



← 内閣府ホームページ

内閣府青年国際交流

検索